

## 岩倉市災害見舞金支給要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、災害により被害を受けた者に対する災害見舞金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「風水害等」とは、暴風、豪雨、洪水、地震、竜巻その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。

### (支給要件等)

第3条 災害見舞金は、本市の住民基本台帳に記録されている者が現に自己の居住の用に供している住家が次の各号に掲げる被害を受けたとき（当該被害が故意又は重大な過失であると認められるときを除く。）に、当該各号に定める額を当該住家に居住する世帯の世帯主に支給する。

(1) 火災又は風水害等により全壊（全流失・全埋没・全焼失を含む。）したとき 50,000円

(2) 火災又は風水害等により半壊（半流失・半埋没・半焼失を含む。）したとき 30,000円

(3) 水害により浸水が床上に達したとき 10,000円

### (災害見舞金の減額等)

第4条 前条の規定にかかわらず、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けたときその他災害の規模が大きいときは、市長は、災害見舞金を減額し、又は支給しないことができる。

### (災害見舞金の返還)

第5条 市長は、虚偽の報告等により災害見舞金の支給を受けたと認めるときは、当該災害見舞金を返還させるものとする。

### (雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 岩倉市災害見舞金支給要綱（昭和46年12月1日施行）は、廃止する。